

岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会規程

〔平成17年12月1日〕
岡大規程第16号

改正 平成23年3月31日規程第35号

平成23年9月27日規程第90号

平成28年8月 5日規程第73号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学マッチングプログラムコース規則（平成17年岡大規則第10号）第4条第2項の規定に基づき、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 副学長（教育担当理事）
- 二 岡山大学マッチングプログラムコース（以下「コース」という。）を設置する学部（以下「設置学部」という。）の長
- 三 設置学部を除く学部の長が推薦する当該学部の教授 各1人
- 四 学務部長
- 五 その他運営委員会委員長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第3条 運営委員会は、コースに関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 コースの企画及び運営に関する重要事項
- 二 コースの教育課程の編成に関する事項
- 三 コースの授業計画に関する事項
- 四 コースの学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 五 その他運営委員会が必要と認めるコースに関する事項

2 前項に規定するもののほか、グローバル・ディスカバリー・プログラムに関する事項については、当分の間、グローバル人材育成院長の委任により、岡山大学マッチングプログラムコース運営委員会において審議する。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した設置学部の長がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(コース教育委員会)

第7条 運営委員会に、コースの円滑な教育の実施について具体的に審議するため、岡山大学マッチングプログラムコース教育委員会（以下「コース教育委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、コース教育委員会に第3条第1項第2号から第5号までの事項の審議を委ね、その議決をもって、運営委員会の議決とすることができるものとする。

3 コース教育委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(コース教育部)

第8条 運営委員会に、コースの教育を円滑に実施するため、岡山大学マッチングプログラムコース教育部（以下「コース教育部」という。）を組織する。

2 コース教育部は、コース学生に係る教育、修学指導等に関して主体的に責任を持つ学部として運営委員会において選出された学部において組織する。

3 コース教育部に関し、必要な事項は、別に定める。

(委員会の事務)

第9条 運営委員会の事務は、学務部学務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月5日から施行する。